

# 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づくアーモンドミルクの日本農林規格の  
制定について

下記のとおり、アーモンドミルクの日本農林規格を制定する予定ですので、  
お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

## 記

- 1 件名  
アーモンドミルクの日本農林規格の制定
- 2 対象範囲  
アーモンドミルク
- 3 趣旨及び目的  
アーモンドミルクに関する基準等を定めるものである。日本農林規格の主な  
内容は次のとおり。
  - (1) 適用範囲
  - (2) 用語及び定義
  - (3) 品質
  - (4) 表示
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1  
T E L ( 0 3 ) 6 7 4 4 - 2 0 9 6  
F A X ( 0 3 ) 6 7 4 4 - 0 5 6 9
- 6 意見提出期限  
掲載から 6 0 日後